

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和7年8月1日(金) 10:00~11:30
- 2 場 所 : 愛媛県庁第一別館5階第13会議室
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東淵委員・東委員・福嶋委員・八束委員(8名)
※倉内委員・竹下委員・東委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。
当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は5名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員3名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「クスリのアオキ今治城東店」、「クスリのアオキ上分店」及び「クスリのアオキ今治本町店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東淵会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、有光委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「クスリのアオキ今治城東店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料1～6ページの内容について説明ー

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存店舗の実績から算出した必要台数 18 台を充足している。

- 状況に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については 9 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、P 1 (1 F) ~ P 6 (2 F) 地点において来客車両走行音により、P 7 (2 F) 地点において排気口稼働音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について実測値を用いて再予測を行ったところ、全ての地点で規制基準値を超過した。超過した騒音発生源について、近接する敷地境界及び建物側において再々予測を行ったところ、いずれの地点においても基準値を満足した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び今治市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の倉内委員からは意見なしとの回答を、竹下委員、東委員からは事前に質問、意見をいただいているので報告させていただく。

《竹下委員の質問》

- ・「駐車場内に歩行者等の横断帯の設置を検討する。」とあるが、どこに設置する予定か。
- ・図面⑤に出入口 1 と 2 の入出庫経路が書いてあるが、例えば、出入口 1 の出庫時は右折禁止など、出入口 1 と 2 付近に看板などを設置する予定はあるか。

《東委員の意見》

- ・図面⑫の駐車場案内サインに記載の黄色の部分 (22 時までの時間制限) をお客様が理解して利用されることを願う。よりわかりやすい方法 (駐車場地面表示など) も検討いただきたい。

[東淵会長]

それでは、竹下委員からいただいたご質問と東委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

敷地内のどこに歩行者用の通路を設置するかとの問いについて、資料の記載のとおり検討というところですが、実際に設置するとすれば、風除室に繋がるように車路の間に横断帯を設置するという認識です。既存で営業されている店舗であるという実態から、現時点で設置する予定はありません。開店後の状況として、実際に店舗面積が増加するものの、来客の集客状況はほぼ変わらないと考えており、既存店舗の運用と同じで問題ないと判断し、そのまま営業させていただく予定です。ただ、想定以上に

集客が多く、必要と判断すれば風除室前に横断帯を設置するといった対応を検討します。

また、出入口の誘導について、既存店舗をお客様がどのような経路で来退転をされているかをもとに検討したものであり、お店がクスリのアオキに変わったとしても、その経路は変わらないと考えています。開店後、経路を守られない状況が見られた場合は、看板の設置等を検討しなければならないと思いますが、現時点で設置の予定はありません。

騒音に関する駐車場の利用制限につきまして、22時以降に退店されるお客様は21時半以降に来店されると想定しており、他店舗の状況等を見ても、サインの設置によって誘導できると考えております。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[有光委員]

夜間の駐車場の利用制限について、閉店時刻が22時ですが、それ以降利用される方はどういった方でしょうか。利用自体は可能なのでしょうか。

[参考人]

22時直前にレジを通過し、22時以降に退店のみされるお客様です。

[有光委員]

わかりました。将来的に閉店時刻を遅くすることはあり得るのでしょうか。

[参考人]

そうした例もないことはないですが、今のところ予定はありません。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

既存店舗と集客はほぼ変わらないとのことでしたが、その見通しの理由を教えてください。

[参考人]

今回、既存の店舗面積と比較して、約300㎡程度の増床であり、一般的に、既存店舗が300㎡増床した場合に、お客様の利用状況が劇的に増加することはあまりないと考えています。今回、業種転換はあるものの、日常的に利用する店舗ということで、そこまで大きくは変わらないだろうと考えています。

[東淵会長]

ありがとうございます。出入口の入出庫の傾向についても、以前のスーパーの方からの情報で検討されたということでしょうか。

[参考人]

交通量調査を実施した際、既存店舗がまだ営業をしておりましたので、そこも含めて調査をしております。また、近い方の出入口を利用されるというのが利用する方の

心理かと思いますので、そういった観点からも、現実的かと思います。

[東淵会長]

駐車場の利用制限については、駐車場の案内サインでお客様にご案内するという対応がクスリのアオキ様の一般的な対応で、他店舗でも特に問題はないでしょうか。

[参考人]

基本的に他店舗でも同様の対応で、問題等は生じていません。そもそも 22 時閉店のため、22 時以降に駐車場を利用されるお客様も少ないので、他店舗でも近隣の方から意見をいただくことはほとんどなく、この店舗も同様かと考えています。

[有光委員]

住民説明会で敷地北側のフェンスについて質問があったとのことですが、現状はフェンスがないのでしょうか。また、目隠しなのか、騒音なのかなど、何を気にされて質問されたのでしょうか。

[参考人]

フェンスはメッシュフェンスがございませぬ。そのうえで意見をいただいたということは、遮音性が高いものを設置してほしいという要望かと思ひますが、北側については、夜間 2 階の駐車場は利用制限を行うこともあり、車両が通行することはなく、騒音予測結果も基準を満たしておりますので、現時点でフェンスを追加で設置する予定はありません。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

[谷本委員]

集客予測は大きく変わらないとのことでしたが、業態転換して約 300 m²増床されるというところで、新たに追加される商材があれば教えていただきたいという点と、既存の生鮮のような、生活に必要なものは従来通り取り扱うのかという点を教えていただきたいです。

また、営業時間は既存店舗から変更ないでしょうか。

[参考人]

営業時間については変更ありません。既存店舗は食料品がメインでしたが、ドラッグストアに変更になりますので、薬、化粧品関係が主な商材となります。ただ、弊社は食料品に強みを持っていますので、肉・魚・惣菜といったものは削減されますが取扱いを継続します。日用品がメインになると思ひます。

[谷本委員]

残りの店舗についても同様でしょうか。

[参考人]

同様です。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

[八束委員]

廃棄物保管施設については、既存のものをそのまま使用されるのでしょうか。また、既存店舗を利用した際、駐車場のマスが薄くなっており、見づらいつ感じましたが、引き直し等は検討されていますでしょうか。

[参考人]

廃棄物保管施設は既存のものから変更ありません。また、駐車場のマスを現時点で引き直すことは考えていませんが、お客様の出入りに支障があるようであれば、改めて検討させていただきます。

[東淵会長]

ご利用者の立場として、支障等ありませんでしょうか。

[八束委員]

見づらく、また凹凸も多かったので、利用者としてはフラットで線も見やすい方がよいと思います。

[参考人]

基本的におっしゃっていただいているとおりにかと思いますが、現時点では、利用される方が既存店舗からそう変わらないと考えており、対応は検討していませんが、実際に利用される方からそういったご意見をいただいた場合は、速やかに調整したいと思います。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

[福島委員]

駐輪場の案内看板はどのあたりに設置されるのでしょうか。また、通学路はどの道路が指定されているのでしょうか。

[参考人]

駐輪場の位置に、駐輪場ということがわかる看板を設置するものであり、敷地内に駐輪場の場所を示した看板を設置するわけではございません。駐輪場の位置も既存店舗から変更はなく、大々的な案内は不要と考えています。通学路につきましては、当初担当していた職員が既に退職しており、把握できておらず、今この場での回答ができません。申し訳ございません。

[東淵会長]

通学路についても配慮いただいて運営されるものと思います。

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手續については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「クスリのアオキ上分店」の変更届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料7～12 ページの主な内容について説明－

- 駐車場及び駐輪場の収容台数については、指針の基準値及び参考値を下回るものの、当該店舗の利用実態調査を基に算出した必要台数 71 台及び 16 台を充足している。
- 騒音については、5 地点で予測・評価を実施。
等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。
夜間の騒音発生源ごとの最大値については、P 2、P 3、P 4 地点で普通車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、超過した騒音発生源について、近接する敷地境界において再予測を行ったところ、P 3'、P 4' 地点で規制基準値を超過した。超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、いずれの地点においても基準値を満足した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び四国中央市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の倉内委員、東委員から、当該届出について、事前に質問、意見をいただいているので報告させていただく。

また、本日欠席の竹下委員からは「特に意見はない」との回答をいただいている。

《倉内委員の意見》

・このような出入口構造を有する店舗では事故が多発している。具体的には、店舗へ

の流入車両と市道利用者との事故及び店舗からの流出車両の三島川之江バイパス走行車両との事故が懸念されるが、以前の店舗では問題は生じていないか。取付道路部分でスピードが出てしまい重大事故につながりやすいため、状況に応じて路面標示で減速や一時停止を徹底させるような取り組みを検討いただきたい。また、現状では問題ないように思われるが、取付道路部分の見通しが少し悪くなっただけでも事故リスクが飛躍的に上昇するため、継続して見通しへの配慮を行っていただきたい。

《東委員の意見》

・図面⑭の駐車場案内サインに記載の黄色の部分（22時までの時間制限）をお客様が理解して利用されることを願う。よりわかりやすい方法（駐車場地面表示など）も検討いただきたい。

[東淵会長]

それでは、倉内委員、東委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

市道部分について、四国中央警察署と協議した際も当方から確認させていただき、事故が多発している箇所ではないと回答をいただいております。ただ、店舗面積を増床し、小売業者も入れ替わりますので、集客効果があまり変わらないと見込まれるものの、通行車両が多くなると懸念される場合は敷地内に停止線等の設置を検討してほしいとの要望をいただきました。その際、当該市道の通行量を調査したところ、多い時間帯でも1時間に5台程度、平均すると1、2台程度で接触の可能性も高くなく、現時点では問題ないのではないかとのお話をいただいております、現在の計画のまま進めていく予定です。

騒音に係る駐車場のご意見につきまして、既存店舗は21時45分までが営業時間であり、今回22時までと15分延長します。当該店舗についても必要駐車台数を算出するにあたり1時間当たりの利用実態を調査しており、21時台の在庫台数のピークは5、6台であり、店舗出入口付近に身障者用を含め5台、駐車場出入口付近に14台の駐車マスがあり、こちらの2箇所が、お客様が優先して駐車する傾向がある駐車マスになりますので、案内看板があれば誘導は可能と考えています。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[有光委員]

取付道路側に停止線はあるのでしょうか。

[参考人]

ございません。

[東淵会長]

図面⑯の出入口2、3のブロック状の表記はハンプでしょうか。

[参考人]

こちらは水路の網掛けになります。

[東淵会長]

水路の網掛けは一定の減速効果が期待されるようなものではないでしょうか。

[参考人]

通常のグレーチングになりますので、走行を阻害する要因になるものではないと思います。

[東淵委員]

停止線を設置する予定はないでしょうか。

[参考人]

所轄の警察署と協議した上で、今回の計画に基づいた現時点での対策は必要ないと考えているとの回答をいただいているので、現時点で実施の予定はございませんが、開店後の状況を見て必要があれば速やかに対応を検討させていただきます。

[東淵会長]

開店後の状況というのは、具体的にどうなった場合に対応を検討されるのでしょうか。

[参考人]

既存店舗での実態調査を行っておりますので、実態調査の結果から著しく交通量が増えた場合、市道部分の交通量が何らかの要因で増えた場合の2点を想定しています。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

[有光委員]

駐輪場について、3店舗とも営業時間外は閉鎖を検討と記載されていますが、現状は閉鎖しておらず、放置自転車のようなトラブルが生じているなど、検討する理由があるのでしょうか。

[参考人]

既存店舗について、駐車場を閉鎖しておらず、今後も変更しない予定ですが、先ほどおっしゃっていただいたような放置自転車や違法駐車等が発生した場合、対応を検討するという主旨で記載しております。

[福島委員]

営業時間の1時間前倒しやサインで惣菜が新規と記載されていますが、地元から要望があったのでしょうか。

[参考人]

先日ご審議いただいた喜光地店を含め、株式会社クスリのアオキが運営母体である株式会社ママイを買収したことに起因するものであり、地元から要望があったという

わけではございません。

[有光委員]

図面⑮の店舗北側の白くなっている部分はこういった方法で利用されているのでしょうか。

[参考人]

ご指摘の部分は既存店舗でバックヤードだった部分になります。今回、見直しによってバックヤードの配置を変更するものになります。

[東淵会長]

ありがとうございました。その他ご意見ご質問はありますでしょうか。その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手續については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「クスリのアオキ今治本町店」の変更届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 13～17 ページの主な内容について説明－

- 駐車場及び駐輪場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値及び参考値を満たしている。
- 騒音については、10 地点で予測・評価を実施。
等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。
夜間の騒音発生源ごとの最大値については、P 2 地点で来客車両走行音により基準値を超過した。そのため、基準値を超過した騒音発生源について、近接する敷地境界において再予測を行ったところ、基準値を満足した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び今治市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の倉内委員、竹下委員からは意見なしとの回答を、東委員からは事前に意見をいただいているので報告させていただく。

《東委員の意見》

・図面㉑の駐車場案内サインに記載の黄色の部分（22 時までの時間制限）をお客様が理解して利用されることを願う。よりわかりやすい方法（駐車場地面表示など）も検討いただきたい。

[東淵会長]

それでは、東委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

[参考人]

本店舗が最も利用制限部分が少なく、夜間の駐車場の利用状況を考慮すると、実効性はかなり高いものと考えています。

[東淵会長]

その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

[有光委員]

図面㉗、㉘について、店舗北東側の従業員用駐車場に駐車される場合、フェンス等がなく道路から直接駐車する形になるのでしょうか。また、来客用駐車場入口も同様でしょうか。

[参考人]

従業員用駐車場については、フェンス等はなく、道路から直接駐車する形になります。来客用駐車場については、出入口部分のみ開口しています。

[谷本委員]

図面㉚を見ると、店舗南東側のクリーニング店付近の駐車場について、近隣の住居と近いように感じますが、前向き駐車案内等の対策は取られるのでしょうか。

[参考人]

従前から 24 時間営業しているクリーニング店になりますが、特に対策等は取っておらず、近隣の方からご意見をいただいたこともなく、今回変更もございませんので、特に対策を取る予定はございません。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東澁会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東澁会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 18～19 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「ドラッグコスモス大可賀店（松山市）」、「(仮称) mac 西条国安店（西条市）」、「ドラッグコスモス波止浜店（今治市）」、「スーパーセンタートライアル松山空港通り店（松山市）」、「クスリのアオキ神拝店（西条市）」、「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」の新設が7件予定されている。

・県の意見提示期限については、「ドラッグコスモス大可賀店（松山市）」が令和7年10月19日、「(仮称) mac 西条国安店（西条市）」が令和7年10月21日、「ドラッグコスモス波止浜店（今治市）」が令和8年1月7日、「スーパーセンタートライアル松山空港通り店（松山市）」が令和8年1月21日、「クスリのアオキ神拝店（西条市）」、「コメリハード&グリーン今治店（今治市）」が令和8年2月25日、「ドラッグコスモス西条大町店（西条市）」が令和8年3月4日となっている。

○フォローアップ調査について

・「ドラッグコスモス下松葉店（西予市）」、「mac 大洲北只店（大洲市）」、「ドラッグコスモス北高下店（今治市）」について、設置市町が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。

・「フジ宇和島桜町店（宇和島市）」については、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、当初駐車場でBGMを流していたが近隣住民から苦情を受け、取りやめたこと、周辺生活環境への問題や周辺住民からの苦情は発生していないものの、荷さばき車両について、路上にて10分程度待機する場面があることが判明した。BGMの使用については届出内容に即していない活動であることから、届出内容の遵守及び路上待機の解消について口頭指導を行った。

・「(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店（松山市）」、「(仮称) スポーツ小売計画

店舗（松山市）、「ドラッグコスモス宇和島丸之内店（宇和島市）」及び「ラ・ムー四国中央店（四国中央市）」については、現在照会中である。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会（11:30 終了）

議事録署名人

⑩